

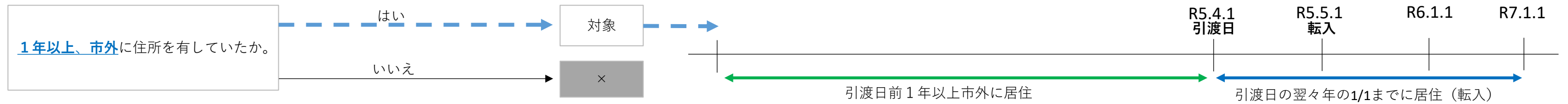
対象住宅の要件（条例第4条関係）について

【対象住宅の要件（条例第4条関係）】

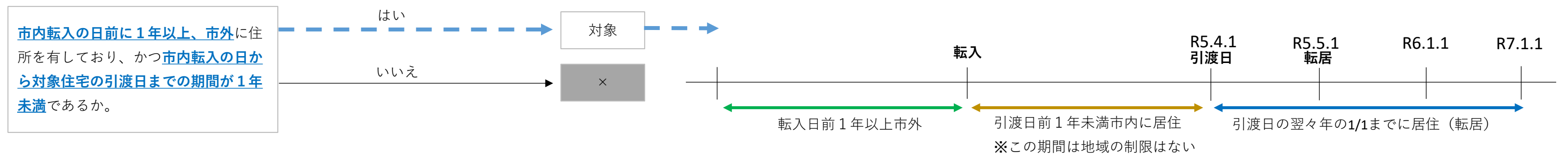
＜関連する条文＞（長岡市立地適正化計画定住促進条例第4条第1項第1号イ、同項第3号ウ、同条第2項関係）

- イ 「購入者等が、当該購入等をした日前1年以上にわたって市外に住所を有していたこと、
又は各地域内のまちなか居住区域外の区域から同一の地域内のまちなか居住区域内の区域に転居した者（当該各地域内のまちなか居住区域外の区域に1年以上にわたって住所を有していた者に限る。）であること。
- ウ 「新居住者が、当該購入等をした日前1年以上にわたって市外に住所を有していたこと、
又は各地域内のまちなか居住区域外の区域から同一の地域内のまちなか居住区域内の区域に転居した者（当該各地域内のまちなか居住区域外の区域に1年以上にわたって住所を有していた者に限る。）であること。
- 2 前項第1号及び第3号に規定する「購入等をした日」とは、購入又は新築の場合にあっては当該住宅の引渡しを受けた日、増築、改築又はリフォームの場合にあっては当該増築等が完了した日とする。

＜市外から転入の場合①＞ 【市外（1年以上居住）→市内（対象住宅に居住）】



＜市外から転入の場合②＞ 【市外（1年以上居住）→市内（1年未満に対象住宅に居住）】



＜市内間での転居の場合＞ 【市内（同一の地域内のまちなか居住区域外に1年以上居住）→市内（同一の地域内のまちなか居住区域内の対象住宅に居住）】

